

教員の授業その他の教育活動に関するご意見について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校教育活動にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本校の学校運営協議会（以下「協議会」という。）では、保護者の皆様、教員の授業その他の教育活動に関するご意見につきまして、下記により承ります。本校教育活動の一層の向上に向け、保護者の皆様と連携しながら取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

記

1.目的

保護者との連携協力、学校運営への参加促進及び保護者等の意向反映によって、本校教育のより一層の向上を目指します。

2.意見の取り扱い

教員による授業その他の教育活動に係る保護者からの意見について、調査審議のうえ、校長に対し協議会としての意見を述べる。

3.意見書の提出方法

(1) 意見書の様式及び入手方法

意見書については、大阪府の規則により様式が規定されています。様式は本校のホームページからダウンロードできます。また、お子様を通じて用紙をお渡しすることもできます。

(2) 意見書の送付方法

- ①本校あてに、封書にて郵送。（協議会の事務局が対応し、協議会に意見を伝えます。）
- ②本校中学部生徒下駄箱（左手玄関）横の「意見箱」に投函。（同上）
- ③お子様の連絡帳を通じて、保護者→担任→教頭の順で提出。（同上）

4 留意事項

- (1) いずれの場合も、お子様の学部、学年、組、名前及び保護者の名前、連絡先など、様式に定められた必要事項について必ずご記入及びご押印ください。
- (2) 協議会へのご意見の提出は、文書による方法のみとなっております。電話や口頭による意見の伝達はお受けできませんのでご了承ください。
- (3) いただいたご意見につきましては、協議会としての調査審議を行ううえで、必要に応じて直接ご本人に詳しい説明をお願いするなど、ご協力をお願いすることがあります。

以上